

「ビジネスと人権」をめぐる最近の動向

菅原絵美(大阪経済法科大学)

1. 「ビジネスと人権」の国際関心事項化と国際社会の対応

(1)「ビジネスと人権」とは

事業活動全体とステークホルダー(労働者、消費者、地域住民等)の関係を、「ビジネスと人権」という問題群(労働問題から政府・反政府勢力や取引先による人権侵害への加担まで多岐)として包括的に捉える。

⇒日本企業へのインパクト:日本で語られてきた「企業と人権」(労働者+差別)との相違

- * 人権が、国家に対する権利だけでなく、企業に対する権利として語られる。
- * 「人権(Human rights)」とは何か:ステークホルダー(労働者・消費者・地域住民など)の権利
- * 関係性:バリューチェーン(調達(サプライチェーン)+供給)および投融資(ESG投資)を含む

(2)受入国による人権保障の問題

①国際人権法上、第一に、受入国が義務を負うが、実効的な人権保障という結果が期待できない状況

受入国政府と企業との結びつき(加担)／事業網(バリューチェーン)の越境性／企業の積極的役割の拡大

②受入国が「しっかりする」問題から国際関心事項へ

経済のグローバル化と民営化／企業に対する市民社会からの問題提起／企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility, CSR)の広がり／地球的課題解決に向けた企業の役割に対する国連の期待

(3)問題への対応

- ・受入国が企業活動から人権を保護する義務(結果の義務から行為の義務へ、予防の義務の強化)
- ・本国が自国企業の他国での活動から人権を保護するため立法、行政、司法上の措置を講ずる義務
- ・企業を名宛人とする規範の形成

⇒UNGC及び人権条約の実行⇒指導原則の起草・承認⇒指導原則に依拠したUNGC及び人権条約の実行

①「ビジネスと人権」前史:多国籍企業(先進国)と国家主権(途上国)との衝突

OECD 多国籍企業行動指針(1976年、2011年に改定)

ILO 多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言(1977年、2017年に改定)

国連多国籍企業行動綱領案の検討(1980年代～1992年廃案)

①国連人権小委員会による研究(1990年代～)

国連人権小委員会「人権に関する多国籍企業及び他の企業の責任に関する規範」の採択(2003年)

国連人権委員会による不支持(2004年)、国連事務総長特別代表の任命(2005年)へ

②国連グローバル・コンパクト(UNGC)の発足(2000年)

企業最高経営責任者の署名による「約束(コンパクト)」を通じて、企業活動における人権・労働基準の尊重及びミレニアム開発目標・持続可能な開発目標の実現が企業の社会的責任の対象に

⇒人権の尊重(消極的責任:指導原則へ)／人権の促進(積極的役割:MDGs及びSDGsへ)

③人権条約実施機関による「企業」への注目(2002年以降)

④国連人権理事会による「ビジネスと人権に関する指導原則」(指導原則)の承認(2011年)

国連人権理事会での「人権と多国籍企業の課題に関する作業部会」の設置(2011年)

⑤多国籍企業と人権に関する開放型政府間作業部会(国際的な法的文書の起草)の設置(2014年)

2. 企業の人権尊重責任

(1) ビジネスと人権に関する指導原則の成立

国連人権小委員会「人権に関する多国籍企業及び他の企業の責任に関する規範」(2003年)の挫折

国連事務総長特別代表ラギーによる6年間のマルチステークホルダーアプローチ(2005-2011年)

国連人権理事会における「ビジネスと人権に関する指導原則」の承認(2011年)

国家の人権保護義務(国家の域外的義務を含む)と企業の人権尊重責任(人権を侵害しない責任のみ)

(2) 企業の人権尊重責任の内容

① 三つの柱: 国家の人権保護義務、企業の人権尊重責任、救済へのアクセス

② 企業の人権尊重責任

- ・企業は人権を侵害しない責任(尊重責任)を負う(尊重するためには積極的な措置を講ずる必要も)
- ・国際人権基準(国際人権章典、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言)が最低限
- ・責任は自社(グループ企業)による作為・不作為による侵害はもちろん、自社との関係性(バリューチェーン)で生じた侵害にも及ぶ
 - ⇒ 国家の義務とは独立した企業の国際人権基準を尊重する責任
- ・企業はその責任を果たすために3つのプロセス(人権をマネジメントするプロセス)を行う
 - 1) 国際的な人権基準を尊重するというコミットメントを示した人権方針を策定すること
 - 2) 事業活動が人権に与える負の影響を特定し、防止し、軽減し、対処する人権デューデリジェンス(相当の注意)のプロセスとして、人権影響評価、評価結果の取り込みと実行、追跡検証、情報開示を実行すること
 - 3) 苦情メカニズムの設置などで人権侵害を是正する、またはそれに向けて協力すること

③ 持続可能な開発目標(SDGs)と「企業」

持続可能な開発目標(SDGs)と国際人権基準

目標達成に向けたパートナーとしての企業から目標を達成する主体(公共政策の担い手)としての企業へ

国連ミレニアム開発目標(MDGs)目標8「開発のためのグローバル・パートナーシップの推進」

持続可能な開発目標(SDGs): 「民間セクターが新アジェンダの実施における役割を有することを認知する」

⇒ 企業は、創造力とイノベーションを活用して、持続可能な開発のための問題を解決するよう求められる。

参考2) GRI・UNGC・WBCSD(GCNJ 訳)『SDGs Compass: SDGsの企業行動指針: SDGsを企業はどう活用するか』(2016年)

⇒ バリューチェーンにおけるSDGsのマッピング

(3) 国際人権基準の越境的実施

国連とビジネスセクターとの協力に向けた原則基盤型アプローチに関するガイドライン(2015年)

国連人権理事会での「人権と多国籍企業の課題に関する作業部会」の設置(2011年)

訪問(country visits)後の企業への勧告

企業に対する通報(communications)

- ① IAMGOLD 社(カナダ企業)2013年4月4日(受入国スリナムに対して通報)
- ② POSCO 社(韓国企業、受入国インド)2013年6月11日(本国韓国に対して通報)
- ③ Vita Food Factory 社(タイ企業)2014年7月15日(タイに対して通報): 返答なし

- ④Natural Fruit Company 社(タイ企業)2014年7月15日(タイに対して通報):返答なし
- ⑤Asia Pulp and Paper 社(インドネシア企業)2015年7月7日(インドネシアに対して通報)
- ⑥OxyRB(韓国企業)2016年2月12日:返答あり
- ⑦Mega First Corporation Berhad(マレーシア企業)2016年2月29日(受入国ラオスおよび本国マレーシアに対して通報):返答なし
- ⑧Mineral Commodities Limited(豪企業)2016年5月31日(南アフリカに対して通報):返答なし

1967年以降に占領されたパレスチナ地域の人権状況に関する特別報告者(2012年)等による勧告
イスラエル入植に関与する企業データベースの作成(2016年3月24日国連人権理事会決議)

* 2017年12月までに作成

イスラエル入植に関する独立した国際事実調査団 2013年報告書(A/HRC/22/63)

3. 国家の人権保護義務

(1) 国連憲章における人権保障制度

- ・国連人権理事会における「ビジネスと人権に関する指導原則」の承認(2011年)

国家の域外的保護義務(原則2)

指導原則を実施するための「国別行動計画(NAP)」策定(現在10カ国が策定、19カ国が策定中)

* 2016年日本政府「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」

- ・2016年3月24日国連人権理事会決議(賛成32、反対0、棄権15)

31/36 東エルサレムを含む占領下のパレスチナ領域及び占領下のシリア領ゴランのイスラエル入植地

領域内に所在地がある及び/または管轄下にある企業で、これら企業によって所有または支配される企業も含む

(2) 国連人権理事会での「人権と多国籍企業の課題に関する作業部会」の設置(2011年)

国連ビジネスと人権フォーラム(2012年以降毎年開催)

訪問(country visits)後の報告書における勧告

企業に対する通報(communications)

- ・受入国/本国に対する通報

2013年6月11日韓国政府に対する通報(KOR 1/2013)

POSCO 社によるインドでの人権侵害事例(同時に、受入国インド、POSCO 社に対しても通報)

(2) 普遍的人権条約に基づく人権保障制度

① 人種差別撤廃条約

- ・2007年カナダ政府報告審査(CERD/C/CAN/CO18)でカナダ企業によるカナダ国外での先住民族の土地、健康、生活環境への権利に対してカナダ政府に勧告。
- ・2015年以降、「他国で活動する当事国企業」項目で勧告(オランダ(CERD/C/NLD/CO/19-21, para.37 (2015))及びノルウェー(CERD/C/NOR/CO/21-22, para.23 (2015)))

② 社会権規約

- ・一般的意見14(2000年、健康への権利)及び一般的意見15(2002年、水への権利)で登場

- ・2011年ステイトメント(E/C.12/2011/1):保護義務としての域外的保護義務、実施措置が政府報告の対象
- ・2011年ドイツ政府報告審査(E/C.12/DEU/CO/5)において域外的保護義務の違反を勧告
- ・2014年以降「ビジネスと社会権」項目において勧告
- ・2017年一般的意見 24「ビジネス活動における社会権規約上の国家の義務」

③子どもの権利条約

- ・2009年以降「子どもの権利とビジネス部門」項目が登場(域外的保護義務への言及はまだ)、2011年以降の政府報告審査で域外的保護義務の履行を勧告(デンマーク(CRC/C/DNK/CO/4, para.30 (2011))、ニュージーランド(CRC/C/NZL/CO/3-4, para.22 (2011))、シンガポール(CRC/C/SGP/CO/2-3, paras. 25-26 (2011))、バーレーン(CRC/C/BHR/CO/2-3, para.21 (2011))など)
- ・一般的意見 16(2013年、ビジネス部門の影響に関する国家の義務)
これ以降は一般的意見 16に言及しながら、「子どもの権利とビジネス部門」項目において域外的保護義務の履行を勧告(ドイツ(CRC/C/DEU/CO/3-4, paras. 22-23 (2014))、オランダ(CRC/C/NDL/CO/4, paras. 22-23 (2015))、フランス(CRC/C/FRA/CO/5, paras.21-22 (2016)))

4. 多中心的なガバナンスにおける調整・収束

UNGC および人権条約の実行⇒指導原則の起草・承認⇒指導原則に依拠した国連機関、人権条約実施機関、政府、非国家主体(市民社会組織等)等の実行

⇒企業に本社所在地以外で活動する子会社・取引先での人権尊重を確保する動き

人権条約実施機関:指導原則に依拠して本国に対して域外的保護義務を認める実行

子どもの権利委員会の一般的意見 16「子どもの権利に関するビジネス部門の影響に関する国家の義務」(2013年)

社会権規約委員会の一般的意見 24「ビジネス活動における社会権規約上の国家の義務」(2017年)

政府:米国政府による金融改革規制法(ドッド・フランク法)での紛争鉱物規制(2010年)およびミャンマー新規投資規制(Burma Reporting Requirements for Responsible Investment)(2013年)、

英国現代奴隷法(Modern Slavery Act)(2015年)、仏企業の注意義務法(2017年)

指導原則を実施するための「国別行動計画(NAP)」策定(現在14カ国が策定、日本は策定中)

非国家主体:国際標準化機構(ISO)による「ISO26000:2010 社会的責任に関する手引き」

投融资における人権デューデリジェンスの要請 等

* 日本では…

○国別行動計画(NAP)の策定:2016年11月の日本政府の声明をうけて

○東京2020大会:「持続可能性に配慮した調達コード(第1版)」

○持続可能な開発目標(SDGs)へのビジネスの関与